

海外療養費制度について

国民健康保険に加入している人が、海外で負傷したり、病気になったりして治療を受けた場合、帰国後に必要書類を添えて妙高市に申請すると、療養費が支給される制度です。

なお、申請には日本語に訳された診療内容及び領収の証明書などが必要です。

◇支給の範囲

海外療養費で支給されるのは、日本国内で医療保険が適用される診療に限ります。臓器移植、性転換手術、治療目的での渡航などは支給されません。

◇支給金額

海外療養費の額は、基本的には日本の保険医療機関等で受診したときの医療費を基準として算定します。

海外療養費の支給金額は、支給決定日の外国為替換算率(売レート)で算定します。

治療を受けた国によっては、日本の医療費と比較してかなり高額なところもあり、実費額に比べて支給金額が大幅に少なくなることもあります。

◇申請先

妙高市健康保険課国保・医療年金グループまたは各支所市民窓口係

※治療を受けた本人または世帯主のかたが手続きしてください。

そのほかのかたが代理で手続きする場合は、事前にご相談ください。

◇申請に必要なもの

- ① 診療の内容がわかる医師の診療明細書及び領収書(原本)、領収明細書等
- ② ①が外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文(翻訳者の住所と名前が書いてあるもの)
- ③ 調査に係る同意書(手続き時にご記入いただきます)
- ④ 日本国、渡航国への入出国日が確認できる旅券(パスポート)
- ⑤ 国民健康保険証
- ⑥ 世帯主の口座番号がわかるもの

【担当】

妙高市健康保険課

国保・医療年金グループ

電話 0255-74-0014(直通)